

4月2日(日)は 洞爺湖町議会議員選挙 の投票日です

●投票場所

【虻田選挙区】

投票区名	投票場所	投票区の区域
第1投票区	洞爺湖町役場	虻田5区・6区、かつこう台・青葉1・2区
第2投票区	虻田ふれ合いセンター	虻田1区・2区、清水区
第3投票区	あぶた体育館	虻田3区・4区・7区
第4投票区	あぶたコミュニティセンター	虻田8区、入江1区・3区・4区・泉区
第5投票区	洞爺湖文化センター	洞爺湖温泉1区～8区
第6投票区	月浦集会所	月浦区
第7投票区	花和集会所	花和区

【洞爺選挙区】

投票区名	投票場所	投票区の区域
第8投票区	洞爺総合センター	洞爺第1～6、緑沢、美沢東、美沢西、曙、洞仁会(※洞爺町・旭浦地区)
第9投票区	成香農作業準備休憩施設	成香・伏見
第10投票区	香川コミュニティセンター	香川
第11投票区	大原地区センター	大原、富丘
第12投票区	財田集会所	財田、川東、岩屋

今回の洞爺湖町議会議員選挙は、旧虻田町の地域と旧洞爺村の地域を選挙区に分けての選挙となります。また虻田選挙区が定数12人、洞爺選挙区が定数6人です。

【投票時間について】
投票時間は、虻田選挙区が午前7時から午後8時まで、洞爺選挙区は午前7時から午後7時までで、投票開始及び終了1時間前にサイレンでお知らせいたします。

【投票場所について】
投票場所は、左の表のとおりです。

【投票できる人】
投票できる人は、洞爺湖町の選挙人名簿に登録されている人で、投票日現在、洞爺湖町に住所がある人です。

●選挙人名簿の登録
今回の選挙人名簿に登録されている人は、次のとおりです。
昭和62年4月23日までに生まれた人で、平成19年1月16日ま

で住民基本台帳に登録されている人。

【転入、転出、町内で異動した人】
●最近転出した人
平成19年1月16日までに転入届をした人で引き続き洞爺湖町に住所がある人は投票できます。また、1月17日以降に転入した人は、投票できません。

●最近転出した人
平成19年4月21日以前に転出した人は、投票できません。

●最近町内で住所を移した人

平成19年4月6日までに町内で異動した人は、新住所の投票所で投票ができます。

【投票入場券について】
投票所をお知らせする「投票入場券」のはがきは、4月17日から郵送します。もし、お手元に届かなかったり、ご不明の点がありましたら町選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、選挙人名簿に登録されている場合は、はがきを紛失された場合でも投票することができます。投票日当日、選挙人名簿に登録されている投票所の係員にお申し出ください。

みんなで投票。
みんなに参加。
あなたの一票大切に…。

